

2027年国際園芸博覧会 出展業務 仕様書

1 事業の目的

2027年国際園芸博覧会は、最も格式の高いA1クラスの国際園芸博覧会で、来年3月19日から9月26日までの192日間にわたって、横浜市の旧上瀬谷通信施設で開催される。A1クラスの国際園芸博覧会の国内開催は1990年に大阪市で開催された「国際花と緑の博覧会」以来37年ぶり、日本政府をはじめ、国内外の自治体、企業、団体等が出展を予定している。

横浜国際園芸博覧会出展あいち実行委員会は、日本一の生産を誇る「花の王国あいち」を国内外に発信し、国内の需要を喚起するとともに、輸出拡大につなげるため、2027年国際園芸博覧会へ出展する。

本事業では、優れた生産技術や花き文化を付加価値とした本県の花きをPRし、世界の国や地域への輸出促進が図れるよう博覧会に出展をするための関連業務を委託する。

2 業務概要

(1) 委託者

横浜国際園芸博覧会出展あいち実行委員会（以下、実行委員会という。）

構成：愛知県、豊川市、田原市、幸田町、JAグループ愛知（愛知県農業協同組合中央会・愛知県経済農業協同組合連合会）、愛知県花き温室園芸組合連合会

(2) 出展時期

2027年3月19日（金）から3月28日（日）までの10日間（以下、春出展）

9月18日（土）から9月26日（日）までの9日間（以下、秋出展）

(3) 出展場所及び出展内容

2027年国際園芸博覧会（旧上瀬谷通信施設）

○愛知県出展スペース

場所	面積	出展期間
短期屋内出展A棟	1区画（15㎡）	春及び秋出展の全期間
催事場	舞台、客席（300㎡）	春出展期間中のうち、実行委員会が指定する1日
園芸文化館催事スペース	1区画（70㎡）	秋出展期間中のうち、実行委員会が指定する3日間
屋内出展施設イベントスペース	1区画（4㎡）	春出展期間中のうち、実行委員会が指定する4日間、秋出展期間中のうち、実行委員会が指定する5日間

(4) 業務内容

ア 2027年国際園芸博覧会出展業務

2027年国際園芸博覧会への出展において、屋内展示ディスプレイの企

画・デザイン・管理、PRイベント（ステージイベント、物販等）の企画・運営、関係各所との調整、施工物制作、現地取付・撤去、輸送、花材調達、愛知県紹介と愛知の花のパンフレット制作、コンペティション出品手配、現地での実行委員会からの派遣者の対応に関する業務。なお、秋出展については、企画・デザインのための業務とする。

イ 実施報告書の作成

本出展の実施内容をまとめた実施報告書を作成する。

(5) 契約期間

契約締結日から2027年3月29日（月）までとする。

3 基本的な考え方

- (1) 「花の王国あいち」を世界にアピールするとともに、国内の新たな需要創出及び世界各国への本格的な輸出の足がかりとするため、優れた生産技術を誇る本県産花きを来場者にPRするとともに、愛知県を広く世界に向けてPRできる企画・デザインとすること。
- (2) 実行委員会と別に出展する予定の「田原市・JA愛知みなみ」と調整を行い、連携した内容を企画すること。
- (3) 花き品種一つ一つの個性や美しさを前面に出すよう心がけ、優れた生産技術や花き文化を付加価値として愛知県産花きのPRを行うこと。

4 特記事項

- (1) 屋内展示ディスプレイについては、2027年国際園芸博覧会及び実行委員会が定めたテーマに沿ったデザインとすること。
- (2) 花材は、原則愛知県産の花きとし、特に屋内展示ディスプレイについては輸出重点品目の「キク」「グロリオサ」「スイートピー」は必須とし、その他花材は実行委員会と調整すること。
- (3) 「花の王国あいち」シンボルマークを積極的に活用すること。
- (4) 実施にあたっては、施設管理者と調整し、施設に損傷を及ぼさないようにすること。また、設営や維持管理、撤去等の作業時間は2027年国際園芸博覧会協会と調整すること。
- (5) 出展当日までに、屋内展示及びPRイベントにかかる施工物の現地設置及び花材の装飾を実施し、図面どおりの設置を終了するとともに、出展終了後には実行委員会の指示により全ての資材等を撤去し、原状回復すること。
- (6) 作成したチラシやポスター、案内サイン等の全ての成果物のデータを提供すること。

5 業務内容

業務内容については、「2 業務概要」、「3 基本的な考え方」及び「4 特記事項」に基づくものとする。また、その他必要な調整が生じた場合は、実行委員会と協議の上、実施するものとする。

業務に関する打合せ等は、必要に応じ実施するものとし、確認事項については、

受託者がとりまとめ、委託者の承認を得てから、両者が一通ずつ保管する。

(1) 屋内展示ディスプレイ企画・デザイン作成、設置業務（短期屋内出展A棟）

2027年国際園芸博覧会の展示テーマ及び実行委員会の展示テーマ「花って、いいよね。～花が変える新しい暮らし～」(春出展)、「花って、いいよね。～花と緑で世界をつなぐ～」(秋出展)に沿う屋内展示ディスプレイのデザインの企画。春出展においては、展示に向けた調整、必要な施工物の制作、設置、維持管理、撤去等一式。また、実行委員会構成員や花き関連団体等が希望する展示等の企画から調整、設営、運営、演出、維持管理、撤去等の補助。

(2) PRイベント企画・運營業務

ア ステージイベント（催事場）

来場者の関心を高める内容や構成に工夫を凝らしたステージプログラムの作成、出演者の調整、来場者の整理・誘導、ステージの設置及び実施運営及び撤去等一式。ステージは、背景を花で装飾するなど見栄えを意識すること。

物販等のイベントスペースの企画や「田原市・JA愛知みなみ」との連携が来場者に伝わる企画の作成、イベントスペース出展者の調整、設置及び実施運営及び撤去。

実行委員会構成員や花き関連団体等の出演及び出展希望者の企画から調整、設営、運営、演出、維持管理、撤去等の補助。

イ ワークショップ（園芸文化館催事スペース）

フラワーアレンジメント等の県産の花きを使ったワークショップや会場での物販等の企画。

ウ 小規模PRイベント（屋内出展施設イベントスペース）

春出展における実行委員会構成員や花き関連団体の出展希望者等による企画から調整、設営、運営、演出、維持管理、撤去等一式。出展希望者が所持している物品を除く、設営に係る各種費用、税金等は受託者の負担とする。

(3) コンペティションへの出品に係る調整・輸送業務

コンペティションに必要な花材、資材等を実行委員会が指示する方法で現地へ輸送する。なお、輸送時の花材状況を適宜記録する。輸送に係る各種費用、税金等は受託者の負担とする。

(4) 愛知県紹介と愛知の花のパンフレット制作業務

愛知県や県産花きを紹介するための日本語及び英語版のパンフレット（サイズ：A4判）を合計2,000部作成する。また、当該パンフレットを会場で提供するための設備を設置すること。

(5) 花材調達業務

春出展については、実行委員会が指示する方法により、花材は原則愛知県産を調達する。なお、屋内展示期間は10日間で、途中、花の総入れ替えを1回以上行うこと。加えて、来場者の鑑賞に十分耐えうる品質を維持するために、適宜花を入れ替えること。その人件費、花材費、輸送費を考慮すること。

(6) 各種資料作成業務

出展に向けて必要となる設計書や施工関係書類等、各種資料の作成。

(7) 現地管理業務

出展物の維持管理を行う。また、出展期間中の円滑な推進のため、通訳（英語）できる者を確保及び実行委員会派遣員が現地で活動するための必要な支援（宿泊場所の手配、移動方法の確保）を行う。

（８）実績報告書

報告書を作成（A4判、カラー、約30ページ）する。

また、図、写真等を含めた報告書のデータをCD-ROM等の記憶媒体に収録したものを委託者に提供する。

6 業務委託の対象経費等

業務委託の対象経費は、下表を参考とすること。

なお、当該経費はすべて委託料に含まれるものとし、受託者は委託料の範囲内で本博覧会出展に必要な全ての業務を行うものとする。

経費項目	内 容
会場装飾費	花材費、施工物制作費、輸送費、人件費等、会場の装飾に係る経費
会場整備費	会場使用料、基礎工事、電気工事、イベントや物販等に必要なたent、机、サイネージ等の備品レンタル、運搬、撤去、処分、人件費等
コンテンツ費	花のディスプレイ、ステージイベント、ワークショップ、その他物販等の本イベントを盛り上げるコンテンツに係る経費等
会場運営費	司会、会場運営スタッフ、案内サインや看板、感染症や荒天時等の対策、イベント保険への加入等に係る経費等
インフラ関連経費	会場での電気・水使用料、決済手数料、通信料等
出品物調達・搬送費	コンペティションに出品する花材、資材等の調整、輸送に係る各種費用、税金等
広報宣伝及び集客対策費	パンフレットの作成、SNS、その他集客や愛知県産花きの認知度向上のための広報宣伝費等
企画運営費	企画、打合せ、調整、協賛募集、効果検証、報告書作成、その他事務等に係る経費等

7 打合せ協議

本業務の協議回数は2週間に1回とし、作業の進捗に応じて打合せ回数を変更できるものとする。

8 業務報告

委託業務を完了した後、2027年3月29日（月）までに実績報告書及び完了報告書を提出すること。

9 2027年度の受託事業者への引継ぎ

契約の完了にあたっては、運営に支障をきたすことなく引き継がれるよう、受託者は2027年度の受託者が設営、運営等を行う秋出展の企画内容をはじめ出展全体に関する各種情報の提供等を委託者に行い、十分に引継ぎを行うこと。引継ぎのために必要な情報を準備し、委託者に提供すること。ただし、本業務の受託者と2027年度の受託者が同一の場合、この限りではない。

10 注意事項

- (1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件下で、その額を超えることは認めないこととする。
- (2) 受託者は、円滑な業務遂行のため、業務の統括を行う統括責任者と、業務遂行に必要な担当者を配置しなくてはならない。また、担当者の中で、主として業務に当たる主たる担当技術者を定めること。
- (3) 受託者は受託事業の実施にあたり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
- (4) 本業務は、契約書及び仕様書に基づき実施するものとする。仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業に係る各種検査が行われる場合は協力すること。また、委託者は随時、業務の実施に立ち会うことができるものとする。
- (7) 委託者職員は、随時委託事業の実施に立ち会うことができるものとする。
- (8) 採用された企画の著作権及び委託事業により制作したデザイン等の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (9) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (10) 受託者は、持続可能性に関する特記事項、植栽で使用できる植物種、アクセシビリティガイドライン、その他2027年国際園芸博覧会協会が定める事項を遵守すること。
- (11) 作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、通行者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置をすること。
- (12) 業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに委託者へ報告するとともに、解決に向けて迅速かつ誠意ある対応をすること。また、その対応や経過についても速やかに委託者へ報告すること。
- (13) 著しい経済情勢の変動、天災地変、感染症等により、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、委託者は受託者と協議のうえ、契約の変更や解除を行うことができるものとする。